

被災者生活再建支援金 (町)

☎ 住民福祉課：☎ 52-3621

5万円 (単身：3.75万円)

基礎支援金… 5万円 (単身：3.75万円)

加算支援金… なし

石川県義援金 (住家被害)

☎ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

10万円

第一次配分：なし

第二次配分：3万円

第三次配分：7万円

石川県義援金 (特別給付分)

☎ 義援金特別給付分コールセンター：☎ 0120-102-829

1人あたり 5万円

全国から寄せられた義援金を、全町民に配分します。

穴水町義援金 (全町民)

☎ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

1人あたり 2万円

全国から寄せられた義援金を、全町民に配分します。

NEW!!

墓石等復旧支援事業補助金

☎ 環境安全課：☎ 52-3770

最大 10万円
(補助率 1/2)

自然災害により被害を受けた、墓石等の復旧・移設などに要した費用の一部を補助します。

補助対象：元の状態への復旧、修繕、移設（穴水町内での移設または町外から穴水町内への移設に限る）並びに新規建立（穴水町内での新規建立に限る）

対象世帯：令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、町税等の滞納がない世帯

NEW!!

住宅等復旧支援事業補助金

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 34.3万円

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。

対象範囲：①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

対象外の例：犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張り替え など

【注意】・非住家（納屋や蔵、別荘など）は補助の対象外です。また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。

・同一住宅（一戸）に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額以内となります。

被災宅地等復旧支援事業補助金

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 958万円

補助対象：擁壁・宅地のり面の復旧工事、住宅の地盤改良（液状化対策のみ）など

補助金額：最大 958万円

石川県：5/6

所有者：1/6

※ 50万円

※補助対象経費から少額工事相当額 50万円（所有者負担）を控除した額のうち、5/6を補助

※ 50万円以下の工事は制度対象外

例）住宅が全壊し、住宅再建と併せて、宅地復旧を行う場合（耐震改修なし）

補助対象経費：1,200万円（内訳：地盤改良：400万円、宅地復旧：400万円、擁壁復旧：400万円）

1,200万円 - 50万円 = 1,150万円のうち、補助額：958万円（5/6） 所有者：192万円（1/6）

※所有者の総負担額は、192万円に50万円を加算した242万円となります。

被災宅地等復旧支援事業補助金

☎ 地域整備課：☎ 52-3680

① 耐震診断：最大 9万円（補助率 3/4） ② 耐震改修等：最大 180万円

補助対象：①建築士による耐震診断により、耐震性がないと判断された住宅の耐震改修や傾斜修復など

②建築士へ耐震診断を依頼するためにかかる費用